

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の競技者および役員等関係者が、それぞれの責務に反し、本会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会登録規程第2条に示される登録者（名誉会員、役員、指導者、選手あるいは愛好者）、および本会登録規程第3条に示される加盟団体と所属団体（学校、民間クラブ、会社などの勤務先）に適用される。

2 この規程は、本会公認審判員認定規程第2条に示される資格を持つ審判員に適用される。

3 本会事務局規程第5条に示される職員については、本会服務規程に従う。

4 前3項によりこの規程が適用される者及び団体は、本会及び本会が指定する者による調査に協力する義務を負うものとする。

(違反行為)

第3条 次の各号は、第2条適用範囲内の者、あるいは団体にとって違反行為となる。

- (1) 本会の関係者として名誉と信用を著しく傷つけたとき
- (2) 本会の諸規程または方針に反し、故意に又は過失に基づき本会の運営を妨害したとき
- (3) 法令により禁固以上の刑の宣告を受け、その刑が確定したとき
- (4) 本会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会または国際体操連盟が参加を禁止している競技会またはイベントへ参加したとき
- (5) 体操に関することで授与されたメダル、賞牌等を金銭に換えたとき
- (6) 競技規則や採点規則にある選手、コーチ、審判の義務を著しく守らなかったとき
- (7) 指導における暴力、パワハラ、セクハラ及び個人的な差別など人権尊重の精神に反する行動をとったとき、あるいはとらせたとき
- (8) 本会アンチ・ドーピング規程に反したとき
- (9) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ったとき
- (10) 補助金、助成金など、本来の目的外に、不正に利用したとき
- (11) 風説を流布し、本会関係者個人または団体を著しく中傷したとき
- (12) その他、違反行為をしたとき
- (13) 上記の違反行為防止に努めない、または違反行為を隠蔽したとき

(処分の対象行為の期間)

第4条 第3条の違反行為があった時から三年を経過したときは、処分を目的とする手続きを開始することができない。

2 対象行為をした者については、調査過程において弁明の機会を設けるものとする。

(違反行為の処分)

第5条 前条の違反行為に対する処分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 永久追放
- (2) 登録抹消
- (3) 資格停止
- (4) 戒告
- (5) その他、必要に応じた処分

(処分の決定)

第6条 第3条の違反行為に対する処分は、懲戒委員会で検討し、理事会によって決議する。

2 懲戒委員会は、理事会の指名する懲戒委員長、および懲戒委員長が指名する若干名で構成する。

3 懲戒委員会のメンバーは、中立性、専門性を有する者を入れて構成される。

(処分の通告)

第7条 第6条により違反行為に対する処分が理事会により決定した際、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて通告する。その際、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「スポーツ仲裁機構」という）への不服申し立てができることを通知するものとする。

(不服の申し立て)

第8条 第7条における処分通告後、2週間以内に当事者本人ならびに当事者の所属団体から処分に対する不服の申し立てがあったときは、理事会がその申し立てを審査する。

2 不服の申し立てを審査した結果は、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて回答する。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立て)

第9条 前条にかかわらず、スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

2 競技者及び役員等によるスポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、処分の決定日あるいは処分等の通告受領の日から6か月以内に行わなければならない。

(資格の復活)

第10条 処分を受けた競技者及び役員等が、再び登録者としての資格を復活させる場合には、再び本会規定に反する恐れがないことを加盟団体と所属団体長が書面にて本会に提出し、当該登録者本人自筆による、違反行為をしないという誓約書を本会に提出する。

2 上記書面の提出により、資格の復活について理事会が決定し、結果を通告する。

(経費の負担)

第11条 本規程における違反行為を起こした登録者、加盟団体、および所属団体の処分確定までにかかる経費は、違反行為またはその疑わしい行為が発生した時点を開始とし、その事実を確認し、処分を確定するためにかかる法的費用、弁護士費用、その他調査費用を含む事務経費を指し、違反行為が明らかとなり、その処分が確定した場合、経費は違反行為を行った者が全額を負担する。

(経費の請求)

第12条 処分確定後、2週間以内に経費の明細を示した請求書を、違反行為を行った者に発行する。

ただし、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立てなど、本会以外の組織による仲裁が入った場合、その結論が出されるまで、その発行を保留とする。

第13条 違反行為の対象者、並びにその所属する団体、関係者については、本会の調査依頼等に対して積極的に協力をしなければならないものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

平成 25 年 7 月 4 日 改定

平成 25 年 9 月 21 日 改定

平成 27 年 10 月 13 日 改定

令和 2 年 9 月 4 日 改定・施行

令和 3 年 12 月 16 日 改定・施行

競技者規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という）、および国際体操連盟（以下、「FIG」という）が制定した憲章に準拠し、体操の健全な普及・発展を図る目的をもって、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）へ登録した選手（以下、競技者という）の資格を規制することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程でいう競技者とは、体操競技、新体操、トランポリンおよびアクロ体操の男女の本会登録選手を指す。

2 エアロビック、パルクールの男女の登録選手は、本規程でいう競技者から除外し、当該加盟団体が定める関連諸規程に従って活動するものとする。

3 役員、審判員、体操愛好者（一般体操を含む）等、競技者以外については役員等規定に定める。

(競技精神)

第3条 スポーツとしての体操を愛好し、ルールを守り、スポーツにおける公正の精神とマナーを尊び、体操の向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つものとする。

2 競技者が競技会等に参加するに当たっては、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者のカテゴリー)

第4条 本規定の競技者は、次の各号のとおりとする。

- (1) ナショナル競技者
- (2) 一般競技者
- (3) JOC契約競技者

(ナショナル競技者)

第5条 ナショナル競技者とは、当該年度のナショナル強化指定選手（ナショナル選手）、および日本代表決定競技会を実施する当該年度内に行われる国際大会日本代表選手（以下、日本代表選手という）を指す。

2 日本代表選手は、代表となった当該年度終了をもって、その競技者のカテゴリーから外れるものとする。

(一般競技者)

第6条 一般競技者とは、ナショナル競技者以外の当該年度の本会登録選手を指す。

(JOC契約競技者)

第7条 ナショナル競技者および一般競技者のうち、JOCマーケティングプログラムに基づいて契約した選手を指す。

(競技者の肖像等)

第8条 競技者の肖像権は何人も侵すことのできない固有の権利であることを原則とする。

2 本会は、本会の目的の範囲内であれば、競技者の肖像等（画像、動画、イラスト、名前、通称、手形、足形等）を無償にて使用することができる。

3 本会は、肖像等を利用して商品化する場合、競技者の承諾を得るものとする。

4 競技者の肖像権を侵すものに対しては、必要に応じて本会と競技者が連名で抗議するものとする。

5 ナショナル競技者の肖像は、その活動範囲内において本会が管理する。

(競技者における商行為の実施)

第9条 競技者は、所属団体の承認のもとに自らの責任において、次の各号の商行為をすることができる。

(1) 試合着以外に、F I Gおよび本会が許可した企業の商標・商標名、所属団体名、都道府県名以外の広告を付して競技すること

(2) 体操の普及、発展を目的とした体操教室、講習会の開催、あるいはそれに協力すること

(3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌・新聞などの座談会、その他これに準ずるイベント等に出演すること

2 上記商行為をするにあたっては、第11条の禁止されている商行為、ならびに別に定める倫理規程の違反行為に触れることなく、競技者自身の名誉を傷つけたり、体操の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

(商行為の実施における届出)

第10条 ナショナル競技者は、第9条に示す商行為をするにあたって、事前に本会に届け出て、承認を得なければならない。

2 一般競技者は、第9条に示す商行為をするにあたって、所属団体の承認があれば、本会に届け出なくてもよい。ただし、商行為の内容に疑義がある場合、事前に本会に届け出て、助言を得る。

3 J O C契約選手は、契約締結期間中、第9条に示す商行為をするにあたって、事前にJ O Cおよび本会に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者において禁止される商行為)

第11条 本会の主催する競技会において、本会の承諾なしに商行為をしてはならない。

2 ナショナル競技者は、受傷する危険性の高いテレビ番組やイベント等に出演してはならない。

(賞金などの受け取り)

第12条 競技者は、別に定める細則に従って賞金、報奨金、謝金等収入を得ることができる。

2 J O C契約選手は、J O Cにおけるマーケティングプログラムにおいて発生した出演料については、別に定める細則に従って、謝金として受け取ることができる。

(権利保護)

第13条 選手選考等の決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

平成 31 年 3 月 9 日 改定

平成 31 年 3 月 9 日 施行

令和 3 年 12 月 16 日 改定・施行